

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	京都府
事業計画名	夢・希望に溢れる脱炭素な京都の暮らしと産業の推進
事業計画の期間	令和6（2024）年から令和10（2028）年まで

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

（1）目指す地域脱炭素の姿

●目指す姿

- ・京都府環境基本計画で掲げる2050年頃の京都府の将来像「京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする長期的な目標のもと、2030年度までに2013年度と比べて温室効果ガス排出量を46%以上削減する。
- ・温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対して「がまん」することを要請するのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会を実現する。
- ・そのために、環境・経済・社会の好循環の創出を目指した取組や、緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪とした展開、省エネの加速化・再エネの最大限の導入・利用、次世代エネルギーの普及を多様な主体との連携・協働により推進する。

●対応状況

- ・京都府は南北に長く、関西の3大都市圏の一つである京都市は一大エネルギー消費地である一方で、京都市中心部から離れるにつれ、工業地帯や農山村地域などが広がり、自然と共生した地域も多いという特徴がある。
- ・2021年度の温室効果ガス排出量は、1,271万t-CO₂で2013年度比20.2%削減となっている。府の部門別排出量の割合が産業・業務や家庭部門等で均等な状況であることや、府内の事業者の9割以上を占める中小企業や家庭で対策が進んでいないことも踏まえて、目標達成には更なる取組の強化が必要である。
- ・排出量削減に大きく寄与する再エネ導入について、京都府では平成24（2012）年から一定規模以上の建築物等に対する再エネ導入を義務化しており、2021年度の府内の総電力需要量に対する再エネ発電電力量の割合は11.0%となっている。京都府内においては導入適地が限定的であり、当初想定よりも再エネ導入が進んでいないことも踏まえ、導入ポテンシャルの高い太陽光発電設備をこれまであまり設置が進まなかった場所（建物の屋根や農地等の未利用地）も活用し、加速度的に導入を促進していく必要がある。
- ・特に、企業の温室効果ガス排出量を低減するための取組として、「京都府地球温暖化対策条例」に基づく事業者排出量削減計画・報告・公表制度（以下「特定事業者制度」という）の仕組みを活用し連動性を持たせた「京都ゼロカーボン・フレームワーク」という全国初の低利融資制度を構築するなど、今後の脱炭素経営を支援する素地ができており、昨今の再エネ価値の高まりも踏まえ、更なる実効性のある取組の展開と定着が必要である。

●今後の方針

- ・府の単独事業や地元の金融機関・産業団体・大学等との連携に加え、重点対策加速化事業により足元5年間の重点的な対策（太陽光発電を中心とした再エネ導入）を講じて、家庭分野でのスタートダッシュとともに、それぞれの事業者等での脱炭素経営に向けた取組の内製化、さらに次世代に繋ぐ新たな取組を推進することで、各分野での5年後の持続可能な脱炭素の取組につなげ、府の先進的な取組を府内市町村のみならず、全国に波及させていく。
- ・京都は、伝統文化や観光、ものづくりなど世界に誇る産業が数多くあるほか、海外に製品を輸出する企業も多く、重点対策加速化事業で充実させた脱炭素の取組により、こうした産業や事業者の商品・サービスの付加価値を向上させ、国内外の競争力強化や都市としての魅力向上を図る。

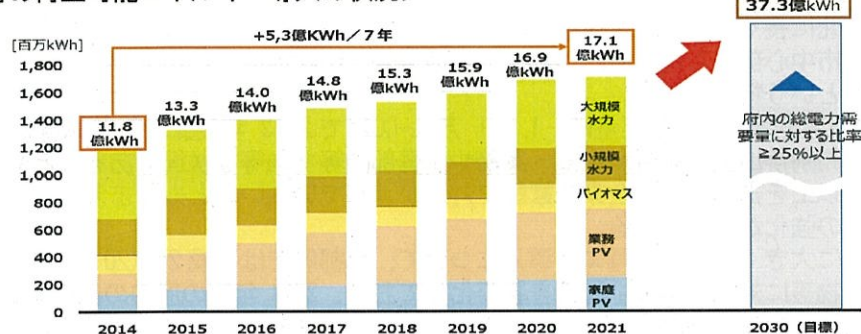
＜京都府の温室効果ガス排出量の状況＞



部門	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
産業		401	411	385	367	351	286	296	290	290
運輸		297	274	287	286	285	280	284	258	253
民生・家庭		381	370	341	371	344	267	265	320	306
民生・業務		326	318	294	284	263	249	249	250	244
エネルギー転換		51	50	49	51	54	44	43	44	47
廃棄物等		30	29	29	30	30	29	30	30	36
メタン、代替フロン等		109	115	118	127	135	137	141	145	145
森林吸収量		-	▲65	▲61	▲63	▲66	▲58	▲53	▲47	▲50
合計		1,593	1,503	1,443	1,454	1,396	1,234	1,255	1,290	1,271

※四捨五入の関係で、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しない場合があります。

＜京都府の再生可能エネルギー導入の状況＞



(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

改正温対法に基づき、2023 年 3 月に区域施策編である「京都府地球温暖化対策推進計画」と、再エネの個別計画である「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第 2 期）」を、2021 年 12 月に事務事業編である「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」をそれぞれ改定済である。

特に、再エネの導入量については個別目標を設定するとともに、温室効果ガスの大規模排出事業者については「京都府地球温暖化対策条例」の特定事業者制度により、業種ごとの 3 年ごとの削減目標を定めており、令和 5（2023）年度からは削減目標を引き上げるなど、2030 年の目標達成に向けて、実効性のある取組を強化している。

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく改定済	令和 3（2021）年 12 月
		改定中	
府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第 2 期）／京都府ホームページ (pref.kyoto.jp)			
区域 施策編	○	改正温対法に基づく策定・改定済	令和 5 年（2023）年 3 月
		策定・改定中	

【事務事業編】

京都府の知事部局、地方公営企業等、議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会、警察本部、指定管理者制度等により管理を行う施設等における事務事業に関する実行計画

本実行計画の目標・取組については、外部有識者会議等の議論を経て、「政府実行計画」などに即して策定

計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで

削減目標：温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減

取組概要：全庁的な取組として、「省エネ設備の導入」「建築物のZEB化」「庁舎のLED化」「上下水道施設における高効率設備導入」「公用車の電動化」「再生可能エネルギー等の導入」「再エネ電気の調達」等に取り組むことで、基準年2013年度からの排出量の削減を目指す。

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備の設置	PPA活用等により、府有施設への導入を進めるとともに、発電した電気を効率的に利用するため、蓄電池やBEMSの導入を進める。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	府有施設の建替等に際して、省エネ効果の高い設備導入や高効率化を積極的に実施。府有施設の新築・建替等において、ZEBReady以上とする。
電動車の導入	電動車の原則導入。
LED照明の導入	リースやESCO事業の活用等により、府有施設における照明のLED化等の省エネ改修を進める。また、信号機及び府管理道路の照明のLED化を順次進める。
再エネ電力調達の推進	再エネ100%電気の調達を進める。

令和3年度（2021）年度の実績は、2013年度比31.1%削減である。

【区域施策編】

全国に先駆けた「京都府地球温暖化対策条例」に基づく、「京都府地球温暖化対策推進計画」

計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで

削減目標：2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロ

2030年度に2013年度比で、次のとおり設定

- ・全体目標 46%以上削減
- ・産業部門 37%削減 ・業務部門 54%削減
- ・運輸部門 39%削減 ・家庭部門 47%削減
- ・その他 26%削減

その他に再エネに関する目標数値を設定

- ・再エネ使用量 36～38%以上 ・再エネ導入量 25%以上

＜異なる目標水準の設定をしている部門について＞

- ・「京都府地球温暖化対策推進計画」の目標達成のために、「京都府地球温暖化対策条例」の特定事業者制度においては、特に排出量が多い事業者に対して、3年ごとの計画期間における部門別の目標削減率を設定（運輸部門：2% 産業部門：4% 業務部門：6%）

＜各部門における削減取組について＞

部門	取組・目標
産業・業務部門	- 企業の省エネ対策と再エネ導入や、サプライチェーン全体での取組を推進し、脱炭素経営の実現を推進。 - 個別目標である特定事業者（条例で規定する大規模排出事業者）の温室効果ガス排出量の 375 万 t-CO₂、目標削減率を達成する事業者の割合の 80%に向けて取組の推進。
運輸部門	- 充電インフラ網の充実や、交通・物流の脱炭素化を推進。 - 個別目標であるエコカー普及割合の 40%、電気自動車等の普及台数の 2 万台に向けて取組を推進。
家庭部門	- ライフスタイルの省エネ型の転換や、使用するエネルギーを再エネ由来のものへ代える施策を展開。 - 個別目標である家庭の「見える化」取組世帯総数の 333 千件、地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数の 2 千件に向けて取組を推進。
部門共通	- 建築物の ZEH・ZEB 化や、特定建築物等への再エネ導入を促進 - 個別目標である建築物省エネ法基準達成建築物の割合の 100%、特定建築物等（延床面積 300 m²以上）の再エネ導入総量の 74MW に向けて取組を推進。 - 地域資源を活用した水素需要拡大やインフラ整備を促進。

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

●位置付け

- 京都府は、区域施策編である「京都府地球温暖化対策推進計画」や、事務事業編である「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」、さらに再エネの個別計画である「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）」に基づき、2030 年度の温室効果ガス排出量 46%以上削減に向けて、着実に取組を推進する。
- それぞれの目標達成には、計画に定める取組を着実に実行するのみならず、科学的知見や技術開発等の動向も踏まえ、更なる対策を追加していく必要がある。
- 本事業は、いずれの部門においても共通して取り組まなければならない再エネ導入、特に京都府で導入ポテンシャルの高い太陽光発電設備の導入加速に向けて、計画の取組を更に強化する施策と位置付けている。
- また、京都府が率先してモデル性の高い再エネの機器導入に特化して取り組むことで、施策の再現性を高め、府庁や市町村等での施設等における今後の導入に弾みをつけることを狙いとしている。

●活用方策

- 区域施策編における 2030 年度「温室効果ガス排出量 46%以上削減」のうち、本交付金による設備導入等により約 2 %の削減に寄与する。
- 地方公共団体実行計画における 2030 年度「再エネ電力導入量 25%以上」の目標達成に必要な太陽光発電の増加量（2021 年度比）のうち、本交付金による設備導入等で約 5 %分を導入する。
- 地方公共団体実行計画における特定建築物等（延床面積 300 m²以上）の再エネ導入総量 74MW の目標に対して、本交付金による設備導入等によって約 17%分を導入する。
- 京都府の施設に直接導入する再エネ設備を府内のモデル事例として位置付け、市町村向け説明会や施設見学会等を実施することも併せて、府庁のみならず市町村における施設導入等を加速する。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性		
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	12,049	
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	19,110	
(内訳)		
・太陽光発電設備	19,110	
・風力発電設備	-	
・中小水力発電設備	-	
・バイオマス発電設備	-	
③事業費 (千円)	7,389,680	
(うち交付対象事業費)	(4,661,680)	
④交付限度額 (千円)	1,257,243	
(内訳)		
	直接事業	35,000
	間接事業	1,222,243
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	23,756	

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和6年度	事業者への自家消費型太陽光発電の導入	68件	874kW	43,700
	事業者への蓄電池の導入	17件	183kWh	9,826
	家庭への自家消費型太陽光発電等の導入	400件	2,000kW	20,000
	家庭への蓄電池の導入	400件	2,800kWh	40,000
令和7年度	事業者への自家消費型太陽光発電の導入	136件	1,739kW	86,950
	事業者への蓄電池の導入	33件	361kWh	19,249
	家庭への自家消費型太陽光発電等の導入	450件	2,250kW	22,500
	家庭への蓄電池の導入	450件	3,150kWh	45,000
令和8年度	事業者への自家消費型太陽光発電の導入	136件	1,739kW	86,950
	事業者への蓄電池の導入	33件	361kWh	19,249
	事業者への水素関連設備の導入	1件	1件	10,000
	家庭への自家消費型太陽光発電等の導入	450件	2,250kW	22,500
令和9年度	事業者への自家消費型太陽光発電の導入	136件	1,739kW	86,950
	事業者への蓄電池の導入	33件	361kWh	19,249
	事業者への水素関連設備の導入	1件	1件	10,000
	家庭への自家消費型太陽光発電等の導入	450件	2,250kW	22,500
令和10年度	家庭への蓄電池の導入	450件	3,150kWh	45,000
	事業者への自家消費型太陽光発電の導入	136件	1,739kW	86,950
	事業者への蓄電池の導入	33件	361kWh	19,249
	事業者への水素関連設備の導入	1件	1件	10,000
令和10年度	家庭への自家消費型太陽光発電等の導入	450件	2,250kW	22,500
	家庭への蓄電池の導入	450件	3,150kWh	45,000
合計	事業者への自家消費型太陽光発電の導入	612件	7,830kW	391,500
	事業者への蓄電池の導入	149件	1,627kWh	86,822
	事業者への水素関連設備の導入	3件	3件	30,000

	家庭への自家消費型太陽光発電等の導入	2,200 件	11,000kW	110,000
	家庭への蓄電池の導入	2,200 件	15,400kWh	220,000

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和6年度	事業者への太陽光発電の導入	1 件	49kW	4,361
	事業者への蓄電池の導入	1 件	10kWh	533
令和7年度	事業者への太陽光発電の導入	1 件	49kW	4,361
	事業者への蓄電池の導入	1 件	10kWh	533
令和8年度	事業者への太陽光発電の導入	1 件	49 kW	4,361
	事業者への蓄電池の導入	1 件	10kWh	534
令和9年度	事業者への太陽光発電の導入	1 件	49 kW	4,361
	事業者への蓄電池の導入	1 件	10kWh	533
令和10年度	府有施設への太陽光発電の導入（設計）	1 式	1 式	1,500
	事業者への太陽光発電の導入	1 件	49 kW	4,361
	事業者への蓄電池の導入	1 件	10kWh	533
	事業者への水素関連設備の導入	1 件	1 件	10,000
	府有施設への太陽光発電の導入（工事）	1 棟	35kW	11,050
合計	府有施設への蓄電池の導入（工事）	1 棟	15kWh	800
	事業者への太陽光発電の導入	5 件	245kW	21,805
	事業者への蓄電池の導入	5 件	50kWh	2,666
	事業者への水素関連設備の導入	1 件	1 件	10,000
	府有施設への太陽光発電の導入（設計/工事）	1 棟	35kW	12,550
合計	府有施設への蓄電池の導入（工事）	1 棟	15kWh	800

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額 (千円)
令和8年度	事業者への水素等利活用設備の導入	1 件、9.9kW	10,000
令和9年度	事業者への水素等利活用設備の導入	1 件、9.9kW	10,000
令和10年度	事業者への水素等利活用設備の導入	2 件、19.8kW	20,000
合計	事業者への水素等利活用設備の導入	4 件、39.6kW	40,000

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額 (千円)
令和6年度	家庭への高効率設備等の導入	40 件、14kW	32,900
令和7年度	家庭への高効率設備等の導入	80 件、28kW	65,800
令和8年度	家庭への高効率設備等の導入	80 件、28kW	65,800
令和9年度	家庭への高効率設備等の導入	80 件、28kW	65,800
令和10年度	家庭への高効率設備等の導入	80 件、28kW	65,800
合計	家庭への高効率設備等の導入	360 件、126kW	296,100

※個人・事業者向け太陽光発電設備等の補助について、先行地域又は重点対策加速化事業に採択されている府内団体は対象外

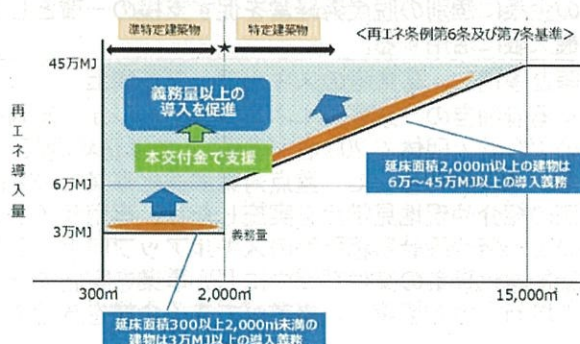
＜国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合＞

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2で計算された交付限度額(千円)	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額(千円)	協調補助額(千円)
2600020005	家庭向け太陽光発電設備の導入支援 (国交付額 70 千円/kW⇒上限 50 千円)	770,000	110,000	66,000
		事業量(数量)		
		2,200 件 11,000kW	2,200 件 (※国要領上の場合 305 件) 11,000kW	
2600020006	家庭向け蓄電池の導入支援 (国交付額 141 千円/kWh の 1/3⇒上限 100 千円)	723,800	220,000	176,000
		事業量(数量)		
		2,200 件 15,400kWh	2,200 件 (※国要領上の場合 653 件) 15,400kWh	

(2) 事業実施における創意工夫

- ・これまでから家庭向けの太陽光発電設備等の共同購入事業(みんなのうちに太陽光)を実施しており、本事業の間接補助制度と併用可能とすることにより、家庭部門の温室効果ガス排出量削減をより一層推進する。
- ・事業者向けの太陽光発電設備等の導入に対し、低利融資制度である京都府独自の「京都ゼロカーボン・フレームワーク」が活用できるため、本事業の間接補助と併用可能とすることにより、事業者の再エネ導入件数を一層増加させる。
- ・「京都0円ソーラープラットフォーム」のこれまでの運営実績・ノウハウを最大限に活用し、本事業により太陽光発電設備等を導入する事業者や各家庭が非 FIT の売電先や相談先等を簡単に検索し、申し込みができる専用のプラットフォームを構築する。
- ・本事業の間接補助事業による再エネ導入だけでは、再エネ電力 100%等の達成が困難、または不可能な企業に対し、京都府が今年度から独自に始めた「非化石証書の共同購入」事業を周知することにより、企業の再エネ電力 100%達成が可能な仕組みを構築する。これにより、特に中小企業の脱炭素経営に向けたモチベーション向上を図ることが可能となる。
- ・事業者向け太陽光補助について、延床面積 300～2,000 m²未満の建物を新築又は建築する場合は建築主に対して一律 3 万 MJ、2,000 m²以上の建物の場合は延床面積に応じて 6 万～45 万 MJ 以上の再エネ設備の導入を義務化する再エネ設備導入義務化条例(H24.4 から特定建築物に対して義務化し、R4.4 から準特定建築物に対象拡大等)を施行しているところ、条例義務を超えて導入する部分に補助を実施。

＜京都府の条例による再エネ設備導入義務＞



(3) 地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題	
地域課題の概要	「地域共生型再エネの導入」「脱炭素経営の促進」
・京都府は、面積の3/4を森林が占めるなど導入適地が少ない状況にあり、地域の再エネポテンシャルを最大限に活かした取組が必要である。 ・中小企業の取組が進んでいないことから、経済的なインセンティブの付与や、大企業・中小企業が一体となったサプライチェーンの脱炭素化（＝脱炭素経営の促進）の取組が必要である。	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
・全国初の条例による再エネ導入義務化により、一定規模の建築物の屋根への設置量を拡大する他、駐車場や農地など、利用されていない箇所も活用した自立型再エネを促進する。 ・中小企業と幅広いネットワークを持つ地域金融機関と連携した、京都府独自の「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の枠組みも活用しながら企業の再エネ導入を促進する。	
重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
・サプライチェーンが一体となった取組を進めるとともに、企業や家庭の屋根、未利用地等を活用した太陽光発電等の設置と蓄電池の同時導入を重点的に支援することで、京都府の目指す脱炭素の姿を実現することができる。	

(4) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

京都府が全国に先駆けて構築した制度や独自のネットワークを最大限に活用し、事業実施による波及効果を府内のみならず、他自治体に展開する。

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
波及効果①	地元金融機関や産業団体、大学等と連携し、府内企業の脱炭素化を促進 ・府内の企業と取引のある金融機関（京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫、南都銀行、滋賀銀行）や京都工業会等の11団体で構成する「地域脱炭素・京都コンソーシアム」との連携により、府内の中小企業約8万社へのアプローチが可能であり、重点対策加速化事業のPRにより積極的な活用を促すとともに、同事業の補助費には低利融資制度「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を活用し、企業負担の低減を図る。 ・同コンソーシアムで作成する事業者向けの脱炭素経営支援ブック（HP等で公開等）においても重点対策加速化事業をPR等することで、地元事業者の脱炭素化を促進し、事業者の企業価値や、商品・サービスの付加価値を向上させる。 ・同コンソーシアムのあらゆる場面で重点対策加速化事業の導入事例の紹介等を行うことにより、参画企業や関連企業の知識・ノウハウを向上。地域金融機関が取引先の企業に個別の脱炭素経営を促す支援の一環として、本事業の間接補助を最大限に活用する。
波及効果②	工務店や設計事務所等と連携し、事業者のスキルアップを向上 ・再エネ普及を促進する府独自の「京都再エネコンシェルジュ（府内の工務店や設計事務所等の122社・団体で209名が参画）」では毎年認証・更新の研修を実施している。その題材として、重点対策加速化事業での太陽光発電設備等の導入事例の紹介や現地見学会を実施したり、専用サイトを構築したりして、府内の工務店や設計事務所等のスキルアップ向上を実施する。特に、重点対策加速化事業の交付期間中にPPA事業を実施できる企業を5社増加させ、地域新電力と協業した事業ができる企業を5社増加させることを目指す。
波及効果③	大学と大学生が一体となった連携で、将来のグリーン人材を育成 ・府独自の「WE DO KYOTO! ユースサポーター」を活用し、府内の大学と大学生が連携し、重点対策加速化事業で間接補助した施設の見学会（インタビ

	ユー形式等）や学識有識者等との事例ワークショップ等を実施する ・ユースサポーターによるマスメディア（新聞、ラジオ等）での発信や研究発表等を実施する。 ・こうした取組を通じて、府内の10大学と連携し、250名以上の若手人材を育成、さらに脱炭素関連の企業・行政への就職につなげていく。
波及効果④	府の大規模イベントと連携で、全国の自治体との交流を創出 ・100団体以上の大企業やスタートアップ企業、自治体等が集まる「京都スマートシティエキスポ」の全国自治体シンポジウムにおいて、重点対策加速化事業の成功事例等の紹介や課題・解決策の共有等を行い、府内のみならず、全国自治体との交流を実施する。

家庭向けの太陽光発電等の導入支援について、府内市町が協調補助を行う等の連携を行う。また、上記（２）の専用プラットフォームを構築するとともに、市町村や府民への非FITに対して、知識・ノウハウ、導入促進を向上させるためのマニュアル等を整備する他に、定期的に府・市町村会議にて国や府が施策ノウハウ等を共有・展開し、課題・課題解決の協議を行いながら、施策のPDCAサイクル等を行い、確実な施策の実施と高度化を図る。

（５）推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

京都府全体の政策調整部署で、かつ申請主体である「総合政策環境部脱炭素社会推進課」が、京都府環境審議会や、知事を本部長とした全庁の部局が構成員となる「京都府地球温暖化対策推進会議」を中心にした各会議体を通じて、庁内各部局との連携及び調整を図り、外部有識者の専門的な知見も取り込みながら、本事業を推進する。

【現在】

- ・重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署：総合政策環境部脱炭素社会推進課（16名のうち、専従者2名）
- ・同課中心で申請内容を検討するとともに、事業者等との関係者調整に当たっている。

【採択後（予定）】

- ・重点対策加速化事業に関する事務を確実に遂行するために、脱炭素社会推進課の人員を1名増員する（16名⇒17名）とともに、専従者を4名とする。
- ・「京都府環境審議会」や「京都府地球温暖化対策推進会議」等において、本事業の進捗や事例紹介等を通じながら、課題・解決策の協議、フォローアップ等のPDCAサイクルを徹底するとともに、実施状況や優良事例等を京都府環境白書や府HP・イベント等で公表し、府内のみならず全国への横展開を実施する。
- ・特に、重点対策加速化交付金の間接補助事業の対象となる分野については、関連の深い部局や市町村等が参加する専門TF（仮称）を立ち上げ、確実な執行事務の体制を検討する。

例）・事業者向けの太陽光発電設備等の導入支援：

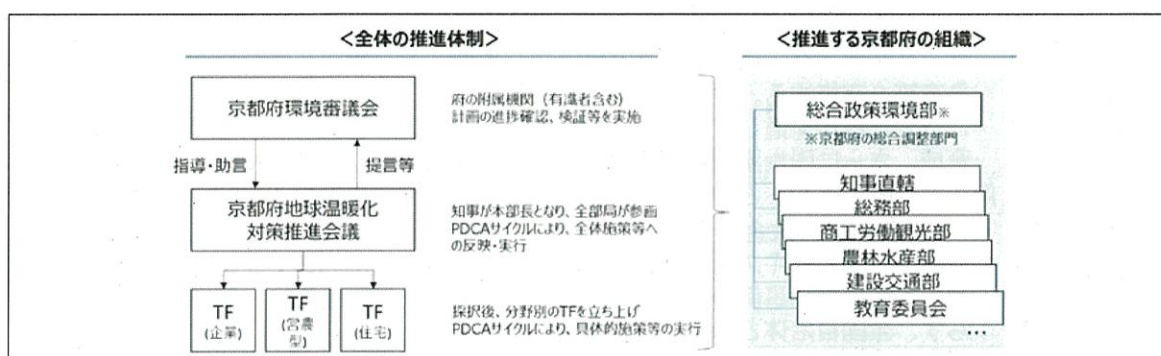
総合政策環境部地域政策室（DMO、地域政策）、商工労働観光部産業立地課（企業誘致）、ものづくり振興課（商工業、スタートアップ）、中小企業総合支援課、市町村 等

・未利用地を活用した太陽光発電等の導入支援：

市町村、農林水産部経営支援・担い手育成課、農村振興課 等

・家庭向け太陽光発電等の導入支援：市町村 等

・マンション向け太陽光発電等の導入支援：建設交通部住宅課、市町村 等



②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

京都府が全国に先駆けて構築した制度や独自のネットワークを最大限に活用しながら、重点対策加速化事業という枠組みを通じて連携体制を発展させて、京都府の脱炭素の取組を加速する。

連携事業者名	地域脱炭素・京都コンソーシアム（地元金融機関や京都工業会等が参画）				
役割	府内の地域金融機関や事業者団体によるセミナーや個別サポート等の積極的な活動と連携し、実効性あるプッシュ型の取組を通じて、府内約8万社をカバーして、脱炭素の取組を強力に推進する。				
当該事業者のこれまでの取組	令和4（2022）年12月に設立し、これまでに脱炭素経営支援の案件組成に関する金融機関向けの専用講座や中小企業向けのセミナー等の取組を行っている。金融機関を巻き込み、地域ぐるみで府内事業者の脱炭素を推進する組織として、事業者への普及啓発や、省エネ診断やセミナー開催等を実施し、府内約8万社を確実にカバーしている。				
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中	未実施	
合意形成状況に関する補足	協議を行い、重点対策加速化事業の着実な推進について合意し、採択後、2024年度事業から連携を実施する。				

連携事業者名	京都府地球温暖化防止活動推進センター				
役割	京都府内の温暖化防止に向けた取組をサポートする団体として、特に未利用地を活用した太陽光発電等の普及に関して、事業者への普及啓発や伴奏支援を実施（場合によっては、同団体と関係する地域新電力等の紹介を通じた、地産地消ができるスキームを推進）する。				
当該事業者のこれまでの取組	環境問題全般に関する府民や事業者、教育機関、環境団体等向けの相談対応や情報発信の他に、環境学習やイベント（例：「夏休みCO2チャレンジ！」等）の実施や、インターネット家計簿の運営等を行っている。				
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中	未実施	

合意形成状況に関する補足	関係者協議を行い、重点対策加速化事業の着実な推進について合意し、採択後、2024年度事業から連携を実施する。					
連携事業者名	京都知恵産業創造の森					
役割	オール京都体制で産業界の産業支援や人材育成等を担う団体を通じて、府内の事業者向け支援制度の普及啓発やサポートを実施する。					
当該事業者のこれまでの取組	オール京都による産学公連携の推進の中核組織として、産業人材の育成やスマート社会実現に向けて産業振興を実施している。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	協議を行い、重点対策加速化事業の着実な推進について合意し、採択後、2024年度事業から連携を実施する。					
連携事業者名	たんたんエナジー(株)					
役割	- 府有施設で導入した太陽光発電設備の余剰電力を他の府有施設等に供給する仕組みをバックアップする。 - 未利用地での太陽光発電導入に向けて、地域新電力として地産地消ができるスキームを推進					
当該事業者のこれまでの取組	府内の地域新電力として、府中北部を中心に電力を供給している。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	協議を行い、重点対策加速化事業の着実な推進について合意し、採択後、2024年度事業から連携を実施する。					

府民

事業者

国・府と一体となった協賛補助

市町村

大学・研究機関

未利用地での導入に向けた伴走支援等

京都府地球温暖化防止活動推進センター

余剰電力の売電スキームの推進等

地域新電力・1244+会社(たんたんエナジー等)

オール京都体制での普及啓発等

京都知恵産業創造の森

セミナーや個別サポート(ブッシュ型)

地域脱炭素・京都コンソーシアム

様々な企業や団体等と連携し、府民や事業者向けの重点対策加速化事業を強力に推進

民間事業者

再エネコンシェルジュ

京と地球の共生府民会議

国

NPO

京都府

11

3. その他

(1) 独自の取組

- 重点対策加速化事業者は再エネ施策（間接補助）を中心に展開し、府単独事業として、民生部門（特に家庭、中小企業）の省エネ施策を強化し、それぞれの取組の相互補完性を持たせながら、京都府の目指す姿に向けて取り組んでいく。

（例：ZEH 住宅への補助や家電購入時の導入補助の新設、金融機関等と連携した中小企業の支援事業の創設等）

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	① 家庭向け太陽光・蓄電池同時導入に要する経費を補助 対象者：府民 対象設備：PV 補助額：最大 40 千円、蓄電池：最大 90 千円 + 市町村上乗せ	① 同左	① 重点対策加速化事業との協調補助、予算額を増額
	② 次世代住宅の普及促進に要する融資制度 対象者：府民 対象設備：PV、蓄電池、V2H、薪ストーブ等 限度額：350 万円	② 対象設備に断熱改修を追加	② 重点対策加速化事業（再エネ中心）を踏まえ、府単独事業で省エネ設備の支援を拡充し、自己負担部分にも活用可能
	③ 家庭向け 0 円ソーラーの導入に要する経費補助 対象者：府民 対象設備：PV 補助額：100 千円	③ 同左	③ PPA・リースでの導入に対応（重点対策加速化事業との重複なし）
	④ 事業者向け自立型再エネ等導入に要する経費を支援 対象者：中小企業、NPO 等 対象設備：再エネ設備（PV 等）、 補助額：最大 4,000 千円	④ 同左	④ 300 m ² 未満の建築物が対象（重点対策加速化事業は再エネ導入義務がある 300 m ² 以上の建築物が対象となり、併用は不可）
	⑤ サプライチェーンでの脱炭素化のための設備更新に要する経費を補助 対象者：中小企業、 対象設備：ボイラーや照明 補助額：最大 8,000 千円	⑤ 同左	⑤ 特になし
	⑥ 多様な再エネ導入に要する経費を補助 対象者：事業者 対象設備：小水力、		⑥ ④に統合

	太陽熱、木質バイオマス 補助額：最大 4,000 千円	⑦ ZEH 住宅に要する経費を補助 対象者：府民 対象設備：ZEH 住宅 補助額：最大 300 千円 ⑧ 家電買替に要する経費を補助 対象者：府民 対象設備：エアコン等 補助額：最大 20 千円	⑦ 重点対策加速化事業（再エネ中心）を踏まえ、府単独事業で省エネ設備の支援を新設 ⑧ 同上
予算額	① 65,000 千円 ② 900,000 千円 ③ 10,000 千円 ④ 30,000 千円 ⑤ 35,000 千円 ⑥ 7,000 千円	① 67,000 千円 ② 800,000 千円 ③ 10,000 千円 ④ 36,000 千円 ⑤ 35,000 千円 ⑦ 30,000 千円 ⑧ 500,000 千円	
実績・予定 件数	① 500 件 ② 22 件 ③ 100 件 ④ 9 件 ⑤ 11 件 ⑥ 0 件	① 515 件 ② 30 件 ③ 100 件 ④ 10 件 ⑤ 20 件 ⑦ 100 件 ⑧ 23,000 件	

<促進区域の設定>

- ・令和 5（2023）年 3 月、温対法に基づく促進区域の都道府県の環境配慮基準（市町村が促進区域を設定する際に考慮すべき事項）として、「促進区域の設定に関する環境配慮基準」を策定した。
- ・本基準は、地域脱炭素化促進施設のうち、太陽光発電及び風力発電を対象に、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」及び環境配慮事項等を設定している。
- ・市町村での促進区域の設定に向けて、市町村向けの勉強会の実施や調査・情報提供、市町村の環境審議会等への出席を行い、促進区域の設定が円滑に進むようなサポートを積極的に実施している。

<その他独自の取組>

- ・「京都府地球温暖化対策条例」や「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」のもと、府民や事業者をはじめ様々な団体とともに、省エネ施策及び再エネ導入を促進するための条例に基づく取組を着実に推進する。
 - ① 事業者排出量削減計画書報告・公表制度（全国初）
 - ・大規模な排出事業者に対し計画書および実績報告等の提出を求め、府がその内容を公表
 - ・3 年ごとの計画期間終了後、優良事業者には表彰を実施。
 - ・第 5 計画期間となる令和 5（2023）年度からは目標削減率を引上げ（運輸部門：1%⇒2% 産業部門：2%⇒4% 業務部門：3%⇒6%）
 - ② 大規模事業者の環境マネジメントシステムの導入義務（全国初）

- ・特定事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入を義務化
⇒①及び②に関して、重点対策加速化事業の間接補助を設けることで、事業者の排出削減の計画書に係る目標達成への取組の実効性を高め、京都府の温室効果ガス排出量削減目標の達成につなげていく
- ③ 特定建築物等に対する再エネ設備の導入義務化（全国初）
 - ・平成 24（2012）年に特定建築物（延床面積 2,000 ㎡以上）を新築又は増築する建築主に対する再エネ設備の導入を義務化。令和 4（2022）年からは導入の基準量を一律 3 万 MJ/年から延床面積に応じて 6 万 MJ～45 万 MJ/年へ引き上げるとともに、準特定建築物（延床面積 300 ㎡以上 2,000 ㎡未満）を新築又は増築する建築主を新たに義務対象に追加し、一律 3 万 MJ/年に設定。
- ④ 再エネ設備導入に係る建築の説明義務の導入（全国初）
 - ・建築物を新築又は増築する際に、施主が再エネ設備の導入を検討するに当たっては、建築物の設計に携わる建築士の役割が大きいため、再エネ設備の導入によってもたらされるメリットをわかりやすく施主に伝えるよう建築士の説明を義務化。
⇒③及び④に関して、本条例独自の再エネ導入義務制度と重点対策加速化事業の間接補助により、太陽光発電設備の最大限の導入を誘導する。

（２）施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	脱炭素経営の実現
・取組内容	・府内事業者の 9 割を占める中小企業の脱炭素経営を促進するために、令和 5 年度に京都工業会と連携して排出量算定に関するガイドラインを作成し、当該企業のサプライチェーンでの脱炭素を強化する取組を環境省とともに実施。
・関係府省庁の事業名	サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業
・事業概要	・ESG 金融が拡大する中、サプライチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。
・所管府省庁名	環境省
・活用予定事業費	上限 30,000 千円
【取組概要】	
・令和 6 年度以降、重点対策加速化事業の間接補助制度を支援メニューの一つとして活用し、府内の大企業のみならず、中小企業への再エネ導入を促進	

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	省エネの取組の推進
・取組内容	・ ZEH 住宅の新築やエアコン等の買替等による支援制度で、家庭向けの建築物や機器の省エネ化を促進する。 (ZEH 支援で 7,483t-CO₂、エアコン買替等支援で 18,288 t-CO₂ の排出削減を目指す)
・関係府省庁の事業名	重点支援地方交付金
・事業概要	・ エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情 に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する。
・所管府省庁名	内閣府
・活用予定事業費	530,000,000 円（令和 5（2023）年度）※全額繰越予定
【取組概要】	
・ 令和 6 年度以降、省エネ施策についても、重点対策加速化事業と同時に充実させることで、支援メニューの幅を広げることで、事業者や家庭の脱炭素の取組を強化、加速する。	

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	未利用地での再エネ導入
・取組内容	・ 未利用地を活用した太陽光発電設備の導入に向けて、宮津市と連携してモデル事例（栽培作物や規模を踏まえた経済性評価等）の検証を実施。 ・ 本検証結果を踏まえ、令和 5（2023）年度以降は、府の単独事業により、市町村向けのアドバイザー派遣等の支援事業を実施
・関係府省庁の事業名	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、地域資源活用展開支援事業
・事業概要	・ 営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源のエネルギー利用を促進し、地域の再生エネルギー資源を活用した 地域循環型エネルギーシステムの構築
・所管府省庁名	農林水産省
・活用予定事業費	8,779,920 円（令和 5（2023）年度）
【取組概要】	
・ 令和 6 年度以降、本検証結果をベースに設計した府単独事業の市町村向けの支援事業（営農型等を推進する市町村と地元調整のアドバイザー派遣や、採算性・法令等の情報提供）を活用しながら、未利用地での再エネ導入に向けた伴奏支援の実施と、重点対策加速化事業の間接補助制度を車の両輪のように併用しながら、導入を促進する。	

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】						
・タイトル	地域共生型再エネの導入					
・取組内容	・個人や事業者向けの再エネ導入のための情報を当府独自の「京都再エネポータル」で特集・事例紹介等したり、府独自のガイドラインとしてまとめたりして、府民や事業者、府内市町村等に周知。					
・関係府省庁の事業名	再エネスタート					
・事業概要	・個人、自治体、事業者等の再エネ導入を推進するための情報（再エネ導入のメリット、導入方法、具体的な導入事例、促進策等）を提供					
・所管府省庁名	環境省					
・活用予定事業費						
【取組概要】						
・令和6年度以降、上記HPやガイドラインの確認を重点対策加速化事業の間接補助の補助条件にする等して、機器導入等における実用性を高める取組へと活用する。						
(3) 財政力指数						
財政力指数						
令和4年度京都府財政力指数	0.56087					
(4) 地域特例						
地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域
			○			
対象事業：府有施設において、垂直型の太陽発電設備等の導入を行う。 導入適地が少ない、また府中北部は雪が多く野立ての太陽光発電が導入しにくい等の京都府の課題に対して、狭小なスペースで設置でき、パネルに雪が積もらず、積雪した雪の反射も発電に活用できるモデル性の高い事例を府が率先して創出し、府内の市町村や企業等への設置につなげていく。						